

「近畿地方整備局 災害時建設業事業継続力認定制度」実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、近畿地方整備局が建設会社における災害時の事業継続力の認定を実施するにあたり、その運用及びその他必要な事項について定めるものである。

(目的)

第2条 近畿地方整備局は、災害時に被災した道路、河川堤防、港湾などの施設を迅速に機能回復させる責務を担っているが、その実施には建設会社の協力が必要不可欠である。

本制度は、各建設会社の事業継続計画書に記載されている基礎的な事業継続力について近畿地方整備局が評価し、認定することにより、建設会社の災害時事業継続計画（建設業BCP）の策定及び改善を促進し、近畿地方整備局管内の災害対応の円滑な実施と地域防災力の向上を目的とする。

(用語の定義)

第3条 この実施要領において次に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- イ 「申込要領」とは、近畿地方整備局が公表する「近畿地方整備局災害時建設業事業継続力申込要領」をいう。
- ロ 「審査」とは、申込要領に沿って行われた評価に基づき、災害時事業継続力について審査することをいう。
- ハ 「認定」とは審査の結果、申込要領に適合した災害時の事業継続力を有することが認められたことをいう。

(認定の申込み)

第4条 本制度により災害時の事業継続力の認定を受けようとする会社（以下「認定申込会社」という。）は、申込要領に定める申込書及び添付書類（以下「申込書類」という。）を整え、近畿地方整備局長あてに申し込むものとする。

「認定申込会社」は、認定の更新を希望する場合、近畿地方整備局ホームページ等で公開する受付期間内に「申込書類」を整え、近畿地方整備局長あてに申し込むものとする。

(審査の実施)

第5条 審査は申請書類の記載内容について申込要領に基づき実施する。

(認定委員会の設置)

第6条 近畿地方整備局は、認定申込会社における災害時の事業継続力の審査、認定に関する審議を行う機関として、「近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定委員会」(以下「認定委員会」という。)を設置する。

- 2 認定委員会は、下部組織として災害時建設業事業継続力審査部会(以下「審査部会」という。)を設置し、審査の実施にあたらせる。
- 3 認定委員会および審査部会にかかる事務局を近畿地方整備局防災室及び港湾空港部港湾空港防災・危機管理課に設置するものとする。

(認定委員会の構成)

第7条 認定委員会の構成は以下のとおりとする。

外部委員 近畿地方整備局長が委嘱した有識者
行政委員 近畿地方整備局 企画部長
行政委員 近畿地方整備局 統括防災官
行政委員 近畿地方整備局 総括防災調整官
行政委員 近畿地方整備局 港湾空港部事業継続計画官

- 2 認定委員会には委員長を置くものとし、委員長は外部委員の中から、委員の互選により選出するものとする。
- 3 外部委員は、別紙に示すとおりとする。

(審査部会の構成)

第8条 審査部会の部会長は総括防災調整官とし、部会員は部会長が指名するものとする。

(認定委員会の開催)

第9条 認定委員会の開催は以下の各号により行うものとする。

- 2 認定委員会は、委員長の招集により半期毎に開催することを基本とする。
- 3 前項に定めるほか必要な場合においては、委員長の招集により適宜開催することが出来るものとする。
- 4 認定委員会は、委員長を含め過半数の出席をもって成立するものとする。

(審査部会の開催)

第10条 審査部会の開催は以下の各号により行うものとする。

- 2 申込みの状況に応じて、部会長の招集により審査部会を適宜開催するものとする。
- 3 審査部会は、部会長を含め部会員の過半数の出席をもって成立するものとする。

(審議及び認定の実施)

第11条 認定委員会は、審査部会による審査報告をうけ、認定に関する審議を行うものとし、近畿地方整備局長は認定委員会の審議報告に基づき近畿地方整備局長が認定を行うものとする。

(申込みの受付)

第12条 第4条に示す申込みの受付は災害時建設業事業継続力認定委員会事務局（以下「事務局」という。）が行う。

2 事務局は申込の受付にあたり、申込書類の遺漏や記載漏れおよび、その他疑義の対応等の相談を行うものとする。

(認定証の交付)

第13条 近畿地方整備局長は、災害時の事業継続力を有すると認定した認定申込会社に対して、認定証を交付するものとする。また、認定証の交付を受けた認定申込会社については、近畿地方整備局ホームページで会社名を公表するものとする。

2 認定証の有効期間は、新規に申し込みを行って認定を受けた場合にあっては2年または2年6ヶ月とし、既に認定を受けている者が申し込みを行って認定を受けた場合にあっては5年とする。

3 事業継続力を有していない認定申込会社、事業継続力の実効性の確保がされていない、および事業継続計画を継続的に改善していない申込会社については、近畿地方整備局長から非認定通知書を交付するものとする。

4 審査実施時に悪質な虚偽記載等の行為が判明した場合には、認定委員会による審議報告をもって、近畿地方整備局長の判断により、認定申込会社に不適合通知書を交付するものとする。

5 前項の不適合通知書を交付された認定申込会社については、交付の日から1年間にわたり、第4条に定める認定の申込みを禁止するものとする。

(認定の取消し)

第14条 近畿地方整備局長は、認定証を交付した認定会社が、以下の事項に該当した場合には、その内容を認定委員会に諮ったうえで認定を取消し、当該認定会社に対して認定取消通知書を交付するものとする。

なお、認定の取消を受けた場合は、認定証の有効期間にかかわらず、認定証は失効する。

イ 認定後において申込書類に悪質な虚偽の記載があったことが判明した場合
ロ 認定を受けた会社が合併し、合併した会社の全てが認定証の交付を受けていない場合

ハ その他、認定の取消しが必要な場合。

2 本条ロに記載のある場合を除き、認定の取消しを受けた会社については、取消しの日から1年間にわたり第4条に定める認定の申込みを禁止するものとする。

(守秘義務)

第15条 認定委員会、審査部会、事務局を構成する者は、本実施要領に定める事項の執行にあたり知り得た個人情報や企業情報等について、法に定める場合を除いて他に漏らしてはならない。

(その他)

第16条 本実施要領に定めるもののほか、災害時の事業継続力の審査及び認定に関し必要な事項については、認定委員会に諮って定めるものとする。

附 則

本実施要領は、平成24年6月27日から適用する。

本実施要領は、平成25年9月19日から適用する。

本実施要領は、平成26年3月10日から適用する。

本実施要領は、平成26年9月17日から適用する。

本実施要領は、平成29年4月3日から適用する。

本実施要領は、平成31年4月1日から適用する。

本実施要領は、令和元年9月25日から適用する。

本実施要領は、令和8年4月1日から適用する。